

令和 3 年 9 月 定例会

河合町議会会議録

令和 3 年 9 月 2 9 日 開会

河合町議会

令和3年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 5 号 （9月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○欠席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第35号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第36号、議案第39号、議案第40号の委員長報告、討論、採決	6
○議案第37号、議案第38号の委員長報告、討論、採決	8
○認定第1号から認定第9号の委員長報告、討論、採決	10
○議員発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議員発議第6号の上程、説明、討論、採決	25
○議員発議第7号の上程、説明、討論、採決	26
○議員発議第8号の上程、説明、討論、採決	27
○経済建設常任委員会の閉会中の継続調査	29
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	30
○閉会の宣言	30
○署名議員	31

令和 3 年 9 月 2 9 日（水曜日）

（第 5 号）

令和3年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第5号）

令和3年9月29日（水）午後2時00分開会

- | | | |
|-------|------------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 35号 | 令和3年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第 36号 | 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 3 | 議案第 39号 | 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 4 | 議案第 40号 | 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第 5 | 議案第 37号 | 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について |
| 日程第 6 | 議案第 38号 | 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 認定第 1号 | 令和2年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第 8 | 認定第 2号 | 令和2年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第 9 | 認定第 3号 | 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第10 | 認定第 4号 | 令和2年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第11 | 認定第 5号 | 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第12 | 認定第 6号 | 令和2年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第13 | 認定第 7号 | 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第14 | 認定第 8号 | 令和2年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊） |
| 日程第15 | 認定第 9号 | 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定について（別冊） |
| 日程第16 | 議員発議第5号 | パブリックコメント手続き条例制定を求める決議について |
| 日程第17 | 議員発議第6号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について |
| 日程第18 | 議員発議第7号 | 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について |
| 日程第19 | 議員発議第8号 | 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書について |
| 日程第20 | 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について | |
| 日程第21 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について | |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介	2番 常 盤 繁 範
3番 梅 野 美智代	4番 佐 藤 利 治
5番 中 山 義 英	6番 坂 本 博 道
7番 長谷川 伸 一	8番 杵 本 光 清
9番 大 西 孝 幸	10番 馬 場 千恵子
11番 岡 田 康 則	12番 西 村 潔
13番 谷 本 昌 弘	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 清 原 和 人	副 町 長 田 中 敏 彦
教 育 長 竹 林 信 也	総 務 部 参 事 横 山 泰 典
企 画 部 長 森 嶋 雅 也	総 務 部 長 上 村 卓 也
福 祉 部 長 浮 島 龍 幸	環 境 部 長 石 田 英 毅
ま ち づ くり 推 進 部 長 福 辻 照 弘	教 育 委 員 会 参 山 本 剛
総 務 部 次 長 小 野 雄 一 郎	広 報 広 聴 課 長 桐 原 麻 以 子
財 政 課 長 新 井 俊 洋	

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得 高 根 亜 紀 主 事 平 井 貴 之

開会 午後2時00分

◎ 開会の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので令和3年第3回定例会を再開いたします。なお、飛沫感染防止のため質疑、答弁、討論の際は着席での対応をお願い致します。

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（梅野美智代） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、長谷川伸一議会運営委員長より報告願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川委員長。

○7番（長谷川伸一） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第35号。

厚生常任委員会で審議されました議案第36号、第39号、第40号。

経済建設常任委員会で審議されました議案第37号、議案第38号。

決算審査特別委員会で審議されました認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号。

議員発議第5号、第6号、第7号、第8号を上程。

また、議会運営委員会及び経済建設常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程され、逐条審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（梅野美智代） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。
よって、委員長報告のとおり決定します。

◎議案第35号、委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第1、議案第35号を総務常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸総務常任委員長より報告を求めます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西委員長。

○9番（大西孝幸） それでは、総務常任委員会の結果を報告いたします。

9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第35号について、9月9日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。議案第35号 令和3年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。歳出については、第一小学校のガスバルク貯槽タンクの経過年数と当初予算に入れていなかった理由について質疑があり、2002年4月製造で来年2022年4月に20年経過。20年を経過すると定期検査が必要となり、5年延長するにあたり500万円必要で、取り替えの場合は610万円となるため、取り替えて20年使用する方向で考えている。また、貯蔵タンクを取り付けしたのが2002年6月のため2022年の夏休み期間に取り替え工事の実施を予定していたが、タンクの製造が4月だったため、春休み中に取り替えが必要となり補正をしたとの答弁がありました。土地改良事業費の、ため池改修計画策定について、どこの池の改修でなぜ当初予算に入れてなかったのかとの質問があり、場所は佐味田地区の今池で、令和2年度耐震性調査を実施し履行期日が3月末であった。調査の結果、当該池の改修の必要性が示されたが、貯水量が大きいため万が一の亀裂による影響などに考慮し、早期の対策工事に向け計画を進めることが望ましいと考え補正したものであるとの回答がありました。歳入では普通交付税の増額理由、臨時財政対策債の減額理由について質疑があり、それぞれ答弁がありました。委員外議員からの質疑は3名でした。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

す。

○議長（梅野美智代） 議案第35号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」という者あり）

○議長（梅野美智代） はい、反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。今回の補正予算は、個別には必要なものも当然あります。しかし、決算結果としての繰越金及び交付税の増額分を財政調整基金に積み増し、臨時財政対策債の減額分を補正することが主要な内容かと思っております。財政状況としては改善するといふようになるかと思えます。しかし、その財源が、一般会計の繰越金は、借金の先送りと財政改善の方向性が見えないもので、コロナ対応はありながらも、当初予算に反対した結果のものであります。普通交付税は今年度予算から10%ほども違い、臨時財政対策債も大きな減額修正で、予算の立て方としても問題を残すものと思えます。また、臨時財政対策債も枠いっぱい借りることを前提としており、財政調整基金の積み上げで、今年度事業として、コロナ対策の一環としてインフルエンザ予防接種の高齢者無料化継続など、あらたな事業活用など見えないまま積立てるものとなっております。そのような財政運営を見直すことが必要だということ意見を述べて、今回の補正については反対といたします。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第35号 令和3年度河合町一般会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第36号、議案第39号、議案第40号、委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第2、議案第36号、日程第3、議案第39号、日程第4、議案第40号を厚生常任委員会に付託しておりますので、岡田康則厚生常任委員長より報告を求めます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（梅野美智代） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。去る9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第36号、39号、40号について9月9日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。議案第36号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。積立金の1,276万円の余剰金の内容と要因と国民健康保険財政調整基金の残高について質疑があり、令和2年度単年度収支としては、マイナス223万988円の赤字決算となっておりますが、過去からの黒字分の繰越によって、去年積立てたもののまだ、1,276万の余剰金が出てたので繰り越したとの答弁がありました。また、基金残高は、令和元年度末時点で3億9,123万1,013円との答弁がありました。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。議案第39号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。介護給付費の負担金等は令和2年度の決算に基づいて精算を行い確定とのことですが令和3年度については令和4年に年1回精算することかとの質疑があり、翌年度に実績報告して調整するとの回答がありました。また、介護保険制度の過去の改革により市町村の負担する割り合いが増えたのではないかとの質疑があり、従来とおり市町村の町の負担割合は4分の1で変わらないとの回答がありました。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。議案第40号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第36号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第36号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、可決されました。

○議長（梅野美智代） 議案第39号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第39号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（梅野美智代） 議案第40号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第40号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第37号、議案第38号、委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第5、議案第37号、日程第6、議案第38号、経済建設常任委員会に付託しておりますので、坂本博道経済建設常任委員長より報告を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第37号、第38号について、9月10日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。議案第37号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。収入が少なく、支出が多くなった場合の対応について質疑があり、マイナスになった場合は一般会計から繰入するとの答弁がありました。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。議案第38号 河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。直近3年間の貸付状況、現在公共下水道に接続されていない世帯件数、今後どれだけの数が公共下水道に接続したら貸付制度をなくすか町の方針はあるのかとの質疑があり、直近3年間の貸付は0件であり、令和2年度末の未接続は汲み取り世帯で95件、浄化槽世帯で433件となっており、令和3年3月にアンケートを実施した結果、半数程度の方が貸付制度を活用したいとの意見があったため、すぐに廃止はせず今後の状況を見ていくとの答弁がありました。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第37号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論を行ないます。令和2年度決算の繰越金を一般会計に繰出す、実務的なものではあります。令和2年度末でも7,600万円あまりの未返済分をすべて管理回収組合任せのやり方を含めて、当初予算に反対しましたが、その結果としての繰越金であり、制度上の問題点を再度指摘して、今回の補正予算に反対いたします。

○議長（梅野美智代） 次に、賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第37号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（梅野美智代） 議案第38号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第38号 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再会は2時25分です。

休憩 午後2時17分

再会 午後2時25分

◎認定第1号から認定第9号、委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 再会します。

日程第7、認定第1号、日程第8、認定第2号、日程第9、認定第3号、日程第10、認定第4号、日程第11、認定第5号、日程第12、認定第6号、日程第13、認定第7号、日程第14、認定第8号、日程第15、認定第9号を決算審査特別委員会に付託しておりますので、坂本博道決算審査特別委員長より報告を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 去る9月3日の本会議において当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの9認定について、9月15日、17日、22日、27日に委員会を開会しましたので、その結果及び主な内容について報告します。

まず最初に、監査委員からの意見書を踏まえて、決算全般についての質疑として、令和2年の施政方針の際に河合町の人口減少対策をすすめ、健全財政をし、新たな施策につなげていながら魅力アップしていきたいという趣旨でしたがどうだったかとの質疑に対し、財政再建という事で、少しでも率を改善していく取り組みを中心に全般的に行い指示も出してきた。それを基に各部、課でも動いてくれてたと強く感じてるとの答弁がありました。

認定第1号 令和2年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の総務費では顧問弁護士の相談件数より、リーガルサポーターズの利用件数が多いので変更する考えはあるのかとの質疑に対し、今年度の状況をふまえ検討するとの答弁がありました。

また、ふるさと納税の返礼品の整備や増額の要因はとの質疑があり、現在40品目の登録で令和2年度は25品目の希望があった。増えた理由としては、品目を増やしたり、さとふるのHPに寄付金の使途について新型コロナウイルス対策支援の項目を追加し、そこへの寄付が増加したとの答弁がありました。

エレベーターの保守点検の集約化について質疑があり、改善させているとの答弁があった。

河合愛 A I 構想等策定委託業務委託の内容について質疑があり、必要な調査、専門的視点、第三者視点で助言等もらい、地域特性を踏まえた、より効果的かつ実践的な A I 構想及び次期総合戦略策定に対する支援をしてもらい、タウンミーティングによる意見集約、職員からの事業指標の知見及び先進事例を参考にアドバイスをもらっているとの答弁がありました。

河合町のマイナンバーカードの普及率について質疑には令和 3 年 3 月 31 日時点で 28.63% で前年度より 13% 伸びているとの回答がありました。

その他、広報配布について、調査研究委託費の件数、町有地草刈りについて、防犯灯の設置場所、西大和公民館等の空調改修について質疑があり、それぞれ答弁されました。

民生費では、介護特会操出金が昨年より増額している理由はとの質疑があり、消費税が 8% から 10% に上がった為、増税分を充て介護保険の軽減をはかった。負担内訳としては、国 1/2、県 1/4、町 1/4 との答弁がありました。

心の交流センター運営費の委託費、その他の内容の質疑については、NPO 法人に委託している相談事業で電話及び面談の相談。月、水、金の午前 9 時から午後 4 まで実施との答弁がありました。

また、老人憩いの家の整備費の内容について質疑があり、工事請負費で市場の老人憩いの家のエアコン取り替え。備品購入費で消防法の点検に基づき指摘があった、穴間世代間交流センターの防災カーテン。西大和老人憩いの家の防災カーテンと防災絨毯に取り替えたとの答弁がありました。

その他、社会福祉費総務費の補助金と負担金の決算額について、老人ホーム入所者、介護給付費が昨年より増えてる主な理由、こども園給食委託の検証について、学童保育の人数、指導員の人数などの質疑があり、それぞれ答弁されました。

衛生費では、乳幼児相談の内容、支援等の方向性などの質疑があり、保健センターで発育、発達、離乳食、母親からの相談また母親同士の交流場所となるような事業を実施している。また、支援が必要となっている場合は家庭訪問をしたり、こども園と連携をし地域子育て支援センターとして保育士が関わり、子育て世代包括支援センターのスタッフが相談を受けているとの答弁がありました。

清掃関係ではバグフィルターの点検内容について質疑があり、年 1 回点検を実施し点検により、ろ布更新等をするとの答弁がありました。その他、妊婦健診県外受診について、ごみ袋の発注数量について質疑があり、それぞれ答弁されました。

農林商工費では、土地改良を行う上で水利組合との受益者負担について取り決めがあるかとの質疑があり、賦課金の条例はある、基準については改修等の目的により決定している。大字などで求められてる要望内容が受益者にとって生産性を高めるものである場合は受益者負担は必要になってくると考えてるが、近年ではそのような実績は無いとの答弁がありました。

その他、佐味田地区森林整備工事内容、大和平野土地改良区負担金について質疑があり、それぞれ答弁されました。

土木費では、道路橋梁整備費の実績及び繰越について質疑があり、完了した工事としては、高藪橋耐震補強工事下部工の一部支払い、23橋の橋梁定期点検、長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修工事2橋。繰越分としては、高藪橋耐震補強工事下部工が他機関との協議に日数を要したため工事の一部を繰越しているとの答弁がありました。

公園管理費では、公園緑地管理費の内容について質疑があり、町内各公園27個所の草刈り、開閉、清掃、ごみ処理との答弁がありました。

住宅関係では、令和2年度は長寿命化計画の1年目だったが実行した内容等についての質疑があり、旭団地の屋根防水改修工事について当初5棟10戸の工事を見込んでたが、施行日数も変わらず、補償期間も同じである単価の安い工法へ変更し実施し、13棟26戸の工事を施工したとの回答がありました。

また、住宅維持補修費の件数、個人負担の修理と判断した件数はどの質疑があり、町負担としては屋内6件、屋外4件、水道電気ガス関係5件、共有部分2件。入居者負担と判断したのは4件との回答がありました。

その他、高田土木協議会負担金、土地筆界確認委託料、既存木造住宅耐震診断募集の少ない原因の分析はしているのかなどの質疑があり、それぞれ答弁されました。

消防費では、災害用の備蓄品の内容と保管期間、破棄はどのようにしてるかとの質疑があり、備蓄品は水6本入を172箱、米50食入りを5箱、白がゆ50食入りを5箱、クッキー100食入りを5箱。5年保存期間で破棄の期間が迫ってるものは、半年程度保存期間が残っている物を対面で配布、その際には賞味期限等をしっかり周知していくとの答弁がありました。

その他、ホース格納箱の管理、消火栓の使用方法や訓練、ブロック塀撤去補助金などの質疑があり、それぞれ答弁されました。

教育費では、準要保護児童就学奨励費が減っている原因についての質疑については平成30年75人、令和元年73人、令和2年60人。年によって人数の変動はあるが令和2年度不用額の

理由としては、コロナ関係で給食50回分の補助や校外実習、修学旅行の縮小や中止により支出が少なくなった為との答弁がありました。

食育の取り組みについての質疑には学校栄養士、町の栄養士を今年から採用しており、各学校へ出向いて食育指導等を行ってる。また、第二小学校の大規模工事の付帯工事とはの質疑にはカーテン、体育館サッシの改修、体育館倉庫扉及び床改修、体育館ステージ下収納庫の改修、多目的トイレ、ベビーベッドの設置等との答弁がありました。

体育協会の補助金の減額の理由と加盟団体数は変更あったのかとの質疑があり、コロナ禍により事業ができてないため精算で減額となった。加盟団体は令和2年度と変更ないとの答弁がありました。

その他、学校施設長寿命化計画、備品購入費の内訳、予備費使用内訳、除草工事費用、図書館費の使用料及び賃借料の内訳等質疑があり、それぞれ答弁されました。

予備費では、予備費充当の流れ、各充当内容及び緊急性に対する質疑があり、それぞれ答弁されました。

公債費では令和2年度は一時借入金はなかったのかとの質疑があり、町税の収入の増と普通交付税の増で一時借入金は行わずに運営できたとの答弁がされました。

歳入では、町税が当初予算より増額している理由はとの質疑があり、現年度分では固定資産の償却資産税が2,900万円増加。法人町民税が約2,000万円増。滞納徴収率増加の為1,000万増で不納決損額は年々減少している。平成30年度から滞納処分については力を入れており、昨年度は358万が今年度は190万で減額できた。今後も未済額あるが取り組み続け、滞納処分方法についても新たなメニューを追加しながら取り組んでいきたいと考えてるとの答弁がありました。

繰入金については、令和2年度は基金繰入していないのかという質疑があり歳入歳出が黒字であった為、基金の繰入は行っていないとの答弁がありました。

その他、土地建物貸付収入の内容について、諸収入の延滞金の内訳、自治総合コミュニティ助成金などの質疑があり、それぞれ答弁されました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、備品購入費のペイジー口座端末の内容について質疑があり、自治体と金融機関が共同で開発したシステムで本来、口座振替には1ヶ月程度かかるが、即時に口座振替登録ができるシステムとの回答がありました。

その他、特定健診の住民への周知方法、人間ドックの助成金などについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。

歳入では、保険基盤安定繰入金で軽減された分を国から補填されてますが、その軽減は確定申告や町民税の申告に基づいてきちんとしているのかとの質疑があり未申告者は対象外としているとの答弁がありました。

その他、第三者行為による賠償金について、事務費繰入金などについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、回収管理組合へ委託したのはいつからで、負担金の基準はとの質疑があり、平成17年1月からの委託で、負担金は残債金額に応じた負担割合を組合で算出しているとのとの答弁がありました。

歳入では、管理回収組合から返戻金が昨年度より減少している原因はとの質疑があり、返済される金額が減ってきているのと、完納された方もいるとの答弁がありました。

その他、不納欠損の内容、長期償還金などについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和2年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、下水道長寿命化計画事業費の工事場所と距離、また、どういった基準でこのエリアになったかの質疑があり、ヒューム管がはいってる星和台と中山台。西大和エリア全体で35キロあり、現在5キロ終了している。このエリアになった理由としては、町内で開発され敷設年度が古く。テレビカメラ調査等の結果で整備の優先順位をつけて劣化が進んでいる場所を選定して工事を実施。尚、下水道管渠の寿命は50年との答弁がありました。

歳入では、使用料及び手数料の不納欠損の理由はとの質疑があり、平成25年度分の66件を不納欠損。主な内訳は、生活困窮理由で50件、行方不明、死亡で15件、破産、倒産で1件との答弁がありました。審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和2年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入

歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、地域密着型介護サービス給付費で4,000万円の減額補正をし、それでも不用額がある理由はとの質疑があり、減額補正の大きな原因は佐味田にあった小規模通所事業所があったが撤退したので、その後新たな指定を受ける事業所の挙手がなかった為との答弁がありました。

歳入では、介護保険料が不納欠損となった理由は、との質疑に対し、未納となった場合は督促、催告を行い、それでも納付がない場合は差し押さえを実施しているが、今回は財産が無かったという理由で3件、生活困窮の理由が22件、所在不明の理由が1件で不納欠損となったとの答弁がありました。

その他、高額医療合算介護サービス費について、介護予防ケアマネジメント事業費の内訳、予備費の用途などについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、審議の結果、全員賛成で認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和元年度河合町水道事業会計決算認定について、収益的収入及び支出決算、資本的収入及び支出決算、その他のそれぞれ一括で審議を行い、収益的収支については令和2年度の有収率減少原因はとの質疑があり、大きな要因は令和元年から実施してる県水直結配水切替えによる、水圧変動が原因で管路の老朽化が進んでいる区域であったので、水圧が上昇したことにより大量の漏水が発生したとの答弁がありました。

また、受託工事収益費の内容について質疑があり、西大和配水地内に一部県の施設があり、併せて工事する為、県から河合町へ受託して除却した答弁がありました。

西大和配水タンクは固定資産として評価してなかったのかとの質疑があり、それぞれ答弁がありました。

その他、建設改良積立金の残りが減少しているが、今後の運営に影響がないのか、利益剰余金合計が4億7,971万になっているが、広域化になった際は一緒に県へ統合されるのかなどの質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。次に、認定第9号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、審議の結果、全員賛成で認定することに決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの審議結果及び主な内容

について報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 認定第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。令和2年度予算に対して、財政健全化への方針が予算とセットで見ええない、一部の地方債の条件見直しとしながら、3年間で約7億円あまりを返済先送りし、さらに予算編成後の令和2年3月末に4,100万円を先送りするなどした予算でした。町民プールの閉鎖、認定こども園の開設で給食などの民間委託などを含むもので、この予算に反対しました。結果として、2億2,365万4,000円の黒字となり、財政の改善につながるものとはなりましたが、その要因は普通交付税の予算より増額、人件費の見積もり見直し、コロナでの事業中止など、偶然的な要素が大きかったものです。コロナ問題等危機管理の必要な課題も起こりましたが、町づくりや、人口増など住民から見えることの事業を推進するものとまだまだなっていないませんでした。これらのことをふまえ、予算時の問題をはらんだまま、執行されたうえでの決算であり、認定しがたく、反対とします。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、認定第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、認定第1号 令和2年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 令和2年の予算時に、基本的に県の国保県単位を進めるものであり、一方で基金を積み立てながら、子どもの均等割り免除など、保険者として独自の取り組みをしないものとして反対をしました。令和2年度は国保税の改定はありませんでしたが、基本的な方向は変わっていません。その一方で国保の財政調整基金をさらに積み上げる決算となっております。そのような問題を含んだままの執行として、決算を認めがたく、反対とします。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、認定第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、認定第2号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第3号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 令和2年度末でも7,600万円あまりの未返済分をすべて管理回収組合任せのやり方の見直しを指摘して、当初予算に反対しました。一方で、年度によって一部は不

納欠損処理されています。その責任の明確ではないやり方という制度上の問題も踏まえて決算として、認定しがたく反対いたします。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 馬場議員はよろしいですか。

ないようですので、討論を終結します。

これより、認定第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、認定第3号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第4号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。予算時に、年間2億5,000万円ほどの一般会計からの繰入が必要な事業ですが、長寿命化など今後の方向性、また一般会計への懸念的な影響などが明確でないとして反対しました。その執行としての決算であり、認定しがたく反対いたします。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、認定第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、認定第4号 令和2年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○10番（馬場千恵子） 反対討論。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、反対討論させていただきます。この制度の必要性は認めますけども、改善されないままの事業、執行が平成27年度からないということで令和2年度の予算では反対いたしました。しかし、結果的には何も変わっていません。令和3年のアンケート調査の結果を受けて、改善及び方向性も明らかにすべきだということで反対討論いたします。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、認定第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、認定第5号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。この介護保険制度そのもののにそもそも

問題もあります。軽度者の介護保険外しや、サービス提供と利用料の問題など、基本的な内容はそのまま町行政の中でも進めるものとして、予算に反対しました。また、3年間で区切りとする財政運営で実態と乖離した予算、決算になる問題もあります。町独自のサービス拡大、利用料減免など含め、制度改善の問題は変わっておらず、決算としては反対をさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、認定第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、認定第6号 令和2年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、認定第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、認定第7号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。この奈良モデルの水道事業の県単位化を進めるものだというので予算に反対いたしました。令和2年度で県水と直結し、県水100%となりました。また、設備の廃棄や更新などの事業が進められ、そのために貯めてきた剰余金の活用が進められ、一方でこの間借金も増やしております。今後県単位化の影響や財政状況、管路の整備など、住民によくわからないまま進められており、その執行としての決算として認めがたく、反対といたします。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、認定第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、認定第8号 令和2年度河合町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第9号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、認定第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、認定第9号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定につ

いては委員長報告のとおり認定することに決定されました。

◎議員発議第5号、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第16、議員発議第5号 パブリックコメント手続き条例制定を求める決議についてを議題とします。お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。提出者の中山義英議員の説明を求めます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） パブリックコメント手続き条例の制定を求める決議。

パブリックコメント手続き制度とは、行政が住民の生活にとって重要な政策等作成する前にその内容を案の段階で公表して、広く意見を募集し寄せられた意見を考慮して、最終的な意思決定を公表する一連の手続きを言います。その目的とするところは住民の足したような意見と行政の意思決定に効果的に反映させつつ、意思決定過程の公正を確保しその透明性を向上させる点にあります。パブリックコメント手続きに関しては、平成17年6月に行政手続法の一部を改正する法律が交付され、この法改正により国の行政機関は法律に基づく命令や行政手続上の審査基準などの定める時には、その案を公示し広く一般の意見を求めることが義務付けられました。

一方、地方自治体においては法規定の趣旨に則った必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、地方自治体の自主的な努力により行政手続きの整備が図られることが期待されています。近年では、パブリックコメント手続きに関する条例や要綱等を作成し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ろうとする自治体は増えています。河合町においては条例等にその規定がありません。そのため、令和3年6月議会に上程された河合町空き家等対策の推進に関する条例では、条文中に町民の役割、住民組織の役割、所有者等の責務など町民に関わる内容が含まれているにもかかわらず、素案の段階においてパブリックコメントは実施されず町民の意向が反映されていませんでした。パブリックコメントを実施しなくても法的に問題はありますが、まちづくりの基本は住民と行政が一体となっていく協働のまちづくりであり、住民の意向を反映しないまちづくりが通常は考えられません。

以上のことから河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和3年9月河合町議会定例

会においてパブリックコメント手続き条例の制定を求める決議を提出するものです。

令和3年8月20日、奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して、採決を行ないます。

○4番（佐藤利治） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私の方からパブリックコメント手続きの条例の制定ということに関しては、私の立場は賛成です。ただし、なぜ今まで河合町が何もなかったということなのかも分からないですけど、要綱ではなく条例なのかというのが一点。それと二点目に全国的にはどのように進んでるのかというのを中山議員のほうに質疑したいと思います。

○議長（梅野美智代） 中山議員に質問、討論。

○4番（佐藤利治） 議長、すいません。

○議長（梅野美智代） はい。

○4番（佐藤利治） 私は、賛成ですけどはっきりせえへん点をはっきりさしたいということで質疑してます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは佐藤議員の質問ですか、これにお答えさせていただきます。今回、要綱ではなく条例ということで一応これ発議させていただきました。条例と規則は守られなければいけません。しかし、要綱は条例や規則とは違い、法規ではないため法的拘束力はなく罰則もありません。従って制度の実効性を担保するには条例の必要が制定と考えます。それと、全国的な状況でございますが、これにつきましては4年ほど前の調査結果にはなりますが、一般財団法人地方自治研究機構によると平成29年10月1日現在で全国で条例のみならず、規則要綱、要領、指針等制定済みの自治体は都道府県46団体全体の97.9%、指定都市20団体100%、中核市48団体100%、施行時特例市35団体全体の97.2%、その他の市区町村892団体54.5%がパブリックコメント制度を制定済みというふうに結果は出ております。また、パブリックコメント制度を制定済みの団体のうち条例を制定形式としている団体は、都道府県は4団体、指定都市は9団体、中核市は11団体、施行時特例市は20団体、その他の市区町村は193団体で合計237団体が条例というかたちで制定されてます。以上です。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 討論よろしいですか。賛成討論ということで。質疑はもういい。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） よろしいですか。議長のね、議事進行において質疑を受付けるのであれば質疑の時間。討論であれば討論。またその発言者に対してどのようなかたちの発言なのか、それを確認の上で議事進行していただきたいと思います。今の佐藤議員に関しましても、討論であるのか、質問であるのか、そこを明確にはっきりした上で議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（梅野美智代） 分かりました。失礼しました。

それでは、質疑ありますか。よろしいですか。

（「暫時休憩」と言う者あり）

暫時休憩とします。

休憩 午後3時 3分

再会 午後3時 7分

○議長（梅野美智代） 再会します。質疑を終了します。坂本議員討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成討論をさせていただきます。住民参加のあり方っていうのはますます質の面でも重要だと思っております。現在、まちづくり条例なども検討されてるところです。今、河合町政、清原町政めぐってもやはり河合愛A I構想の一層の具体化。また、財政健全化への取り組みなどますます住民の意見、声を聞く必要が一層出てきているかと思えます。そういう点でパブリックコメントの制度をより重視するという、質を高めるという点からも条例化をするということは必要ではないかと思えます。そういう点で、先程の課題等の関係も含めまして出来るだけもしこれが採択されるのであれば、12月もしくは3月議会ぐらいまででもはやくするべきではないかという意見も含めて賛成討論とさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

ないようですので、討論を終結します。

議員発議第5号に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議員発議第5号 パブリックコメント手続き条例制定を求める決議については、可決されました。

◎議員発議第6号、上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第17、議員発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。提出者の大西孝幸議員の説明を求めます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） それでは、説明させていただきます。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で地方財政は来年度においても巨額の財源不足を避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1番目、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会補償関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがされないよう、十分な総額を確保すること。

2番目に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行なわないこと。また生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別処置は、本来国庫補助金等により対応すべきも

のであり今回限りの処置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3つめ、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4番目、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割りの臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行なわないこと。

5番目、炭素にかかる税を創設又は拡充する場合にはその一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月9日、奈良県北葛城郡河合町議会。

以上です。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第6号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議員発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については可決されました。

◎議員発議第7号、上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第18、議員発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書についてを議題とします。お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。提出者の馬場千恵子議員の説明を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書。

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行なわれ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある平和の礎には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦

などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されており、奈良県出身者も591名刻銘されている。このような尊い命の礎の上に今の日本がある。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は1972年の本島復帰に伴い戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の沖縄戦跡国定公園として指定されている。同地域では沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の収骨が行なわれている。先の大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。よって河合町議は下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記。

1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。

2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日、奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第7号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議員発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書については可決されました。

◎議員発議第8号、上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第19、議員発議第8号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書についてを議題とします。お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。提出者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書。

憲法前文には日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、我らと我らの子孫のために諸国郡との共和による成果と我が国全土に渡って自由のもたらす恵沢を確保しとある。ところが、自由の平等が保証されないまま米軍基地建設が強行されている場所がある沖縄である。2019年に2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否をとる県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され更にはその埋め立てに沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することが予定されていることは、民意のみならず戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。普天間基地所属の海兵隊について、沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、また、アメリカの強い要求という言い訳もこれまで日米の政府関係者からの発言多くの識者の分析によって瓦解している。しかしながら、普天間基地の代替施設が本土の理解が得られないからという不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。憲法が我が国全土に渡って約束した自由の恵が沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は沖縄県民の民意に添った公正かつ民主的な解決を行なう必要がある。政府は普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため国民全体で分かち合うべきというSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきでなく、工事は中止すべきである。安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは当事者意識を持った国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みのなかで行なうべきである。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき下記3のとおり公正かつ民主的に解決するものが求められる。よって、本町議会は下記のことを強く要請する。

記。

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止すること。ことに沖縄戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋め立てに使用することは戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきでないこと。

2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。

3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国全ての各自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月27日、奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第8号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議員発議第8号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書については可決されました。

◎経済建設常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（梅野美智代） 日程第20 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第73条の規定により「所管事務に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（梅野美智代） 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（梅野美智代） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもちまして、令和3年第3回定例会はただ今をもちまして閉会いたします。

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一